

(10) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

平成25年11月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

岡山県

2 和解の要旨

県側の過失割合を4割とし、県は、損害賠償金83,160円を支払うものとする。

3 事故の概要

(1) 事故発生日

平成24年10月23日

(2) 事故発生場所

岡山県苫田郡鏡野町吉原地内

(3) 事故の状況

鳥取県倉吉警察署所属の職員が、公務のため普通乗用自動車を運転中、前方反対車線

から右折してきた岡山県苫田郡鏡野町在住の個人が運転する小型乗用自動車との衝突を回避したところ、和解の相手方が設置する中央分離帯に衝突し、同中央分離帯を破損させたものである。